

愛媛県有機農業推進計画（R8.3 中間見直し）概要

1 趣旨

有機農業の取組みを増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら有機農業を推進する愛媛県有機農業推進計画を策定する。

2 重点目標

目標	内容
(1) 有機農業の拡大	取組面積 570ha、有機農業者数 1,150 人
(2) 有機農業に関する技術の体系化	安定的に品質・収量を確保できるよう、主要な品目において有機農業の技術体系の確立を目指す。
(3) 有機農業に関する普及指導体制の整備	普及指導員による有機農業の技術指導や担い手支援体制を整備、有機農業指導員の育成
(4) 有機農業に対する消費者等の理解の促進	有機農業の内容を理解している消費者の割合の増加
(5) 有機農業により生産される農産物の流通環境の整備	農産物販売事業者等との連携により、有機農業により生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指す。

3 施策の展開方向

施策	展開方向
(1) 有機農業で生産される農産物の生産量の増加	①有機農業者や有機農業志向者を対象とした技術セミナー開催等による生産技術向上支援 ②有機農業に関する技術の開発と成果の普及促進
(2) 有機農業で生産される農産物の流通の拡大	①小売店やイベント等での販売 PR ②SNS や WEB サイト等による情報発信 ③農産物販売事業者等とのマッチングによる販路開拓
(3) 有機農業で生産される農産物の信頼の確保	①有機農業で生産される農産物の適正な生産及び表示の推進
(4) 有機農業に対する理解の増進	①食農教育等による消費者への理解増進 ②有機農業者と消費者の相互理解の増進 ③有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進
(5) 愛媛県みどりトータルサポートチームを中心とした総合的な支援	①有機農業の担い手確保、取組面積拡大のための機械・設備の導入支援 ②有機農業者の抱える生産から販売までの課題解決支援

4 県推進計画の期間

県推進計画の期間は、令和3～12 年度までとする。（情勢の変化を踏まえ、令和 7 年度に中間評価・見直しを実施）